

一般社団法人オール水元スポーツクラブ

クラブ会員・アドバンス会員規約

第1章 総 則

第1条(名称)

当法人は、一般社団法人オール水元スポーツクラブと称する。

第2条(目的)

当法人は、地域住民に対してスポーツや文化活動を通して「いつでも、だれでも、いつまでも」自分に合った形で、気軽にスポーツ等を通し、地域の中で、交流、貢献することにより、住民の健康維持増進、地域コミュニティの充実、子どもの健全育成、生涯スポーツ社会の実現、介護予防さらには地域コミュニティの充実を図り、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第3条(会員の定義)

- (1)クラブ会員とは、当クラブが運営するオリジナルプログラムに参加する個人又は団体のことをいう。
- (2)アドバンス会員とは特定の競技種目に参加する個人のことをいう。
- (3)クラブ会員・アドバンス会員は当クラブの運営に参画することができ、運営委員として各専門部に所属することができる。

第4条(入会資格)

当クラブの目的に賛同し、本規約を遵守する旨を誓約できる者(入会者が未成年の場合は、親権者)とする。

第5条(会 費)

- (1)クラブ会員は、当クラブが別に定める年度会費、月会費を支払わなければならない。
- (2)アドバンス会員は当クラブが別に定める会費を支払わなければならない。

第6条(保 険)

- (1)クラブ会員・アドバンス会員は、入会と同時に当クラブが指定する傷害保険に加入しなければならない。
- (2)前項の保険の加入手続きは、当クラブが一括して代行するものとする。

第7条(免責事項)

- (1)クラブ会員・アドバンス会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとし、クラブ活動中やその他、移動・往復などで生じた負傷や疾病については、当クラブが応急処置はとるが、その他の責は一切負わない。但し、利用会員が未成年で早急に病院へ搬送する必要があるが生じた際、親権者との連絡が途絶えている場合のみ、当クラブが帯同する。
- (2)クラブ会員・アドバンス会員が、クラブ活動中に所持品の紛失・盗難による被害を受けた場合は、当クラブは賠償の責を一切負わない。

第8条(禁止事項)

- (1)クラブ会員・アドバンス会員は、クラブの名誉を傷つけたり、秩序を乱す行為をしてはならない。
- (2)クラブ会員・アドバンス会員は、当クラブを利用して、政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

第9条(除 名)

クラブ会員・アドバンス会員が次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、クラブは該当する会員を除名することができる。

(1)本規約に違反したとき。

(2)年度会費及び月会費を3ヶ月以上滞納し、クラブより督促を受けても支払いのないとき。

第3章 諸手続き

第10条(入 会)

当クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを事務局で行うとともに、第5条に定めた会費を支払わなければならない。

第11条(休 会)

クラブ会員がやむを得ない正当な理由があり、各種事業に2ヶ月以上参加できないときには、所定の休会届を事務局に提出し、休会することができる。

第12条(退 会)

クラブ会員・アドバンス会員は任意に退会することができる。その場合、本人(利用会員が未成年の場合、親権者)が所定の退会届を事務局に提出する。

第4章 会 費

第13条(会 費)

当クラブの会費は次の通りとする。

種 別	対 象	月会費	年度会費
クラブ会員 一 般	16歳以上65歳未満	¥2,000	¥2,000
クラブ会員 シニア	65歳の誕生日翌月から	¥1,500	
クラブ会員 ジュニア	中学生以下	¥1,000	
クラブ会員 ファミリー	ご家族で一般とジュニア	¥2,500	
クラブ会員 学 割	高校生・大学生・専門学校生	¥1,500	
クラブ会員 ペア-	同居している一般2名	¥3,500	
アドバンス会員	種目によって設定されます		

第5章 その他

第14条(改正および細則)

当クラブは、必要に応じて本規約を改正することができるものとし、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第15条(守秘義務)

当クラブの活動を通じて知り得た個人情報については、第三者への漏えいに注意し、守秘義務を遵守する。

第16条(遵守事項)

クラブ会員・アドバンス会員は、本規約及びクラブの諸規則を遵守すること。

第17条(施 行)

本規約は、平成26年4月1日から施行する。